プレスリリース
平成２９年２月９日

独立行政法人
NALTEC 自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

― 審査事務規程の一部改正について（第７次改正）―

独立行政法人自動車技術総合機構は、独立行政法人自動車技術総合機構法（平成11年法律第218号）第13条第1項の規定に基づく審査事務の実施に関する規程（審査事務規程）の一部改正を行い、平成29年2月10日から施行します。

主な改正の概要は、次のとおりです。

１．道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正

○　「操縦装置の配置及び識別表示等に係る協定規則（第121号）」等が適用される自動車について、テルテールが原動機の作動中に継続して点灯している場合には、その装置に係る機能が基準に適合しないものとします。（7-9、8-9、7-13、8-13、7-15～7-17、8-15～8-17、7-20、8-20、8-27～8-30）

○　通路に設けられた容易に折りたたむことができる座席について、座席ベルトを備えることを義務付けるとともに、その性能要件を規定します。また、任意に取付けた座席ベルトについても性能要件を規定します。（7-41、8-41）

○　自動車に備える後写鏡について、これまでの視界基準に加え「間接視界に係る協定規則（第46号）」の技術的な要件に適合しなければならないこととします。また、これに伴い、後写鏡に代えて、「間接視界に係る協定規則（第46号）」の技術的な要件に適合するカメラモニタリングシステムを備えることができることとします。（7-99、8-99）

○　出荷検査証の発行を受けた特定共通構造部型式指定自動車に係る適用関係の整理を行います。

○　自動車の型式の指定等に係る審査時の試験規定（TRIAS）を改正します。（別添1）

２．その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

審査事務規程の全文は当機構ホームページに掲載しています。
（https://www.naltec.go.jp/）

お問い合わせ先
〒160-0003　東京都新宿区本塩町８－２住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構　検査部検査課
電話　０３－５３６３－３４４１（代表）
FAX　０３－５３６３－３３４７